

# 学校いじめ防止基本方針

沖縄県立北部農林高等学校

## 1 はじめに

本校は、農業教育を通して創造性豊かな人間形成と自主的精神を培い、社会に貢献できる心身共に健全な産業人を育成することを教育目標に掲げ、人間尊重の教育、農業教育を礎として、他を思いやる心豊かな人間の育成に努めています。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、「いじめ防止対策委員会」を常設し、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として「沖縄県立北部農林高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの問題に組織的に取り組みます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめを未然防止するための取組み

- ①全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ②生徒の自発的・自治的な活動を進め、生徒自らいじめ防止に取り組む活動を支援します。
- ③交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ④いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑤生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわる時間を多くするように努めます。
- ⑥いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

### (2) いじめを早期発見するための取組み

- ①いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
  - ア. 生徒対象いじめアンケート調査年3回（6月、10月、2月）
  - イ. 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査年1回（6月）
- ②生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
  - ア. いじめ相談窓口の設置
  - イ. スクールカウンセラー、教育相談係の活用
- ③相談、通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。

### (3) いじめを早期解決するの取組み

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、真摯に傾聴し、すみやかに事実の有無の確認をします。  
また、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ④いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ⑤いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑥はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑦いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑧犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

## 3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。  
いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

管理職、教育相談係、生活指導主任、養護教諭、当該学科主任、当該担任、スクールカウンセラー

※ 事案により、柔軟に検討し校長が任命します。

### (2) 活動内容

- ①いじめ防止等の取組内容の検討（基本方針、年間計画作成、実行、検証、修正）
- ②いじめに関する相談、通報への対応
- ③いじめの判断と情報収集
- ④いじめ事案への対応検討・決定
- ⑤いじめ事案の報告

#### 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会へ報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ対策会議」を設置し、いじめ解決に向けて迅速に取り組めます。

##### (1) 「いじめ対策会議」の構成

- ・管理職、教育相談係、教務主任、生活指導部主任、教護教諭、保健主事、学年主任、学科主任、当該担任、スクールカウンセラー、専門的知識及び経験を有する第三者の者等とする。

※専門的知識及び経験を有する第三者の者等は事案内容により県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

##### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・沖縄県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

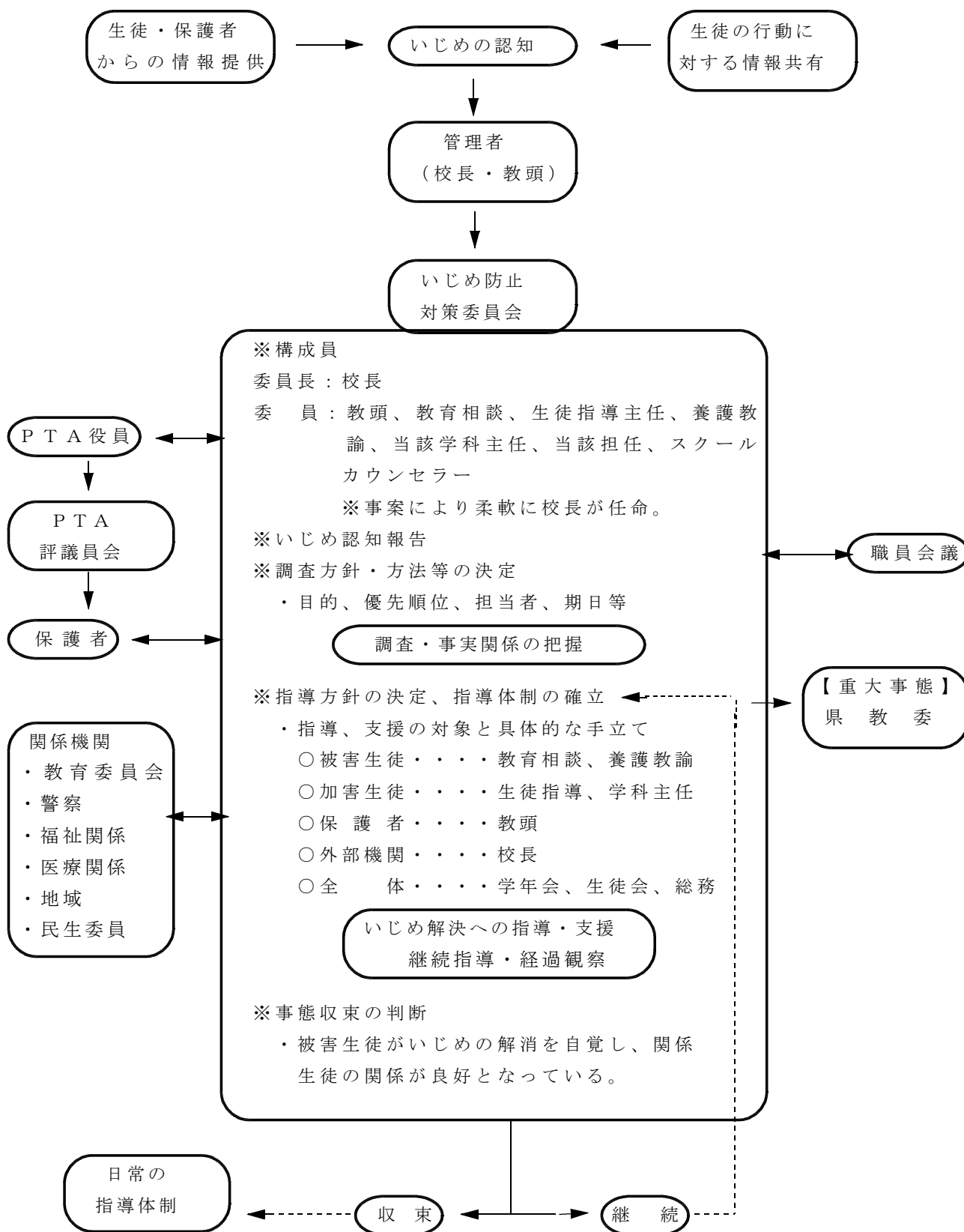
#### 5 その他

(1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

(2) 運用は平成26年8月1日施行する。

組織的対応のイメージ (いじめへの対応)



【参考資料】 岸根高等学校「学校いじめ防止基本方針」  
 八重山農林高等学校「学校いじめ防止基本方針」